

育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書(表面)

④入園月には、提出した書類のとおり入園します。保育所等の利用内定または利用開始後に申請内容が事実と異なり、保育認定および利用調整（入園選考）に重大な影響を及ぼし、確認事項および同意事項を遵守できない場合は、他申請児童との公平性を保つためにかかる場合であっても、区からの内定辞退または退園手続きの案内について、速やかに対応します。

○複数児童で異なる希望園を記載する場合は、それぞれの希望園が分かるように記載してください。

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

記載例 保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書（裏面）

保育が必要な事由 (該当する項目にチェック)		父	就労(☐ 就労内定) ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職 ☐ 就学																	
		母	就労(☐ 就労内定) ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 求職 ☐ 就学																	
保育の必要量 (いずれかにチェック)		☒ 標準時間 (一日8時間超) ☐ 短時間 (一日8時間以下)																		
		・保育が必要な事由が一日6時間未満の就労の場合は、原則短時間です。 ・求職活動中の場合は短時間です。 ・短時間就労対応型保育(短時間保育室)および家庭的保育事業は、短時間希望者のみ申請できます。 ・短時間は8時間を超えた預かり時間に対して、別途延長保育料が発生します。																		
延長夜間保育の希望		☐ 希望あり ※未定の場合は ☒ 不要です																		
		母の状況										父の状況								
父 母 の 状 況	就 労 ・ 就 学	事業所名 (学校名)	〇〇空港										品川 太郎							
		就職月日 (入学年月日)	2014	年	4	月	1	日	2014	年	4	月	1	日						
		勤務時間 (就学時間)	9	時	0	分	～	18	時	0	分	9	時	0	分	～	18	時	0	分
		日数	月平均	20	日	/	定休日	土、日	曜日	月平均	20	日	/	定休日	土、日	曜日				
	不存在		☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 失踪 年 月から										☐ 死亡 ☐ 離婚 ☐ 未婚 ☐ 失踪 年 月から							
	出産		予定日 年 月 日																	
	疾 病 ・ 障 害	病名・障害名																		
		手帳の有無	☐ 有 手帳 級/度・ ☐ 無										☐ 有 手帳 級/度・ ☐ 無							
		病 院 名																		
	介 護 ・ 看 護	介護・看護を 受ける人	申請児童から見た続柄 ()										申請児童から見た続柄 ()							
病名・障害名																				
手帳の有無		☐ 有 手帳 級/度・ ☐ 無										☐ 有 手帳 級/度・ ☐ 無								
病 院 名																				
その他																				

【保育が必要な事由欄】
入園希望月における、主な保育が必要な事由に☑をつけてください。
保護者1人につき、認定する事由は1つのみです。

【保育の必要量欄】

- どちらに☑をつけても保育園の入りやすさに影響はありません。
- 短時間就労対応型保育（短時間保育室）および家庭的保育事業に入園申請する場合は、短時間に☑をつける必要があります。
- 保育が必要な事由が「求職活動」の方は、短時間のみです。
- 認可保育施設に在園中の児童が、下の子の育児休業を理由に転園申請する場合は、「☑ その他（育児休業中の転園申請）」と記載してください。
（育児休業中に新規入園申請をする場合は、入園月中に就労を伴った復職が必要です）
- 保育の必要量は、変更希望月の前月20日までに届け出をすれば申請後・入園前に変更することができます。

【父母の状況】
○保育が必要な事由に☑した項目を記載してください。
○その他、該当項目がある場合も記載してください。

児童の健康状況	●健康上あるいは発達上気になること ※現時点の状況を記載してください	
	☒ なし ☐ あり → 該当児童名 【 】 診断名・病名・気になる点 【 】	
	※「あり」の場合、「児童調査書」・「心身状況報告書」の提出が必要です※	
	●アレルギー(食物)の有無 ※現時点の状況を記載してください	
	☒ なし ☐ あり → 該当児童名 【 】 ☐ 除去食なし ☐ 除去食あり 【 ☐ 卵 ☐ 牛乳 ☐ 小麦 ☐ そば ☐ 豆類 ☐ えび ☐ かに ☐ その他 【 】	

【児童の健康状況】

- 健康上あるいは発達上気になることについて
「あり」に☑した場合は、心身状況申告書（品川区所定様式）、児童調査書（品川区所定様式）、障害者手帳・発達検査結果等の写し（お持ちの方のみ）を提出してください。
- アレルギー（食物）の有無について
申請日時点で把握しているアレルギーについて記載してください。
申請後に判明したアレルギー等は、入園が決まった際に保育園へご相談ください。

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

記載例

【令和8年度入転園申請用】

入転園確認表

保育認定申請書 兼 保育所等利用希望申請書(表)の署名のとおり、内容を全て理解し、回答漏れ・不備書類がないことを確認のうえ、**必ず本紙(表・裏)をご提出ください。**
回答漏れ・書類の不備または不足があった場合、調整指数の適用がされない等利用調整上影響があっても一切考慮できません。
 また、調整指数の適用を希望されない場合、裏面の項目9-1から15のチェックおよび書類の提出は不要です。

確認事項	回答項目	備考	※関連指数
申請児童状況等に関する事	1 申請初月のみの入園希望とし、翌月以降の申請は取り下げる。	☐ 左記に✓した場合は、申請初月のみの申請として取り扱います。 【注意事項】 ・✓した場合、申請初月以外の結果通知発行に一切応じません。 ・✓しない場合は、当該年度の2月入園審査まで有効です。	-
	2 申請児童の日中の保育状況について、現在どこ施設にも預けていない。 ※保育施設等に預けている、預ける予定の場合は裏面9-1にてご回答ください。	☒ 保護者が自宅で保育 ☐ 親族に預けている ☐ 知人に預けている ☐ 職場に連れて行っている	-
	3 保育所等への入所を希望するが、希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。	☐ 左記に✓した場合は、優先順位を一番低くして選考します。 【注意事項】 ・育児休業の延長に必要な保育所等利用不可通知書は、必要な入園希望月等を必ず職場に確認ください。 ・No3にチェックする場合、就労要件にて申請してください。	-
基本指数に関する事	4 入園月中に育児休業から復職せず、品川区内の認可保育園、地域型保育事業、認定こども園(保育園部門)から転園を希望する。	☐ 【注意事項】 ①世帯にて別に新規入園申請をする児童がいる場合、入園月中の復職が必要です。復職を伴わない転園申請はできません。 ②基本指数については就労ではなく妊娠・出産を適用します。	基本指数番号2
	5 転職、起業等の理由のため、現在の職場で利用希望入園月までの直近3ヶ月の勤務状況を確認できない。	☐ 【注意事項】 下記書類の提出がない場合、調整指数18の対象となります。 ①1ヶ月以内の転職かつ前職が雇用契約のある職場にて勤務 ⇒前職の給与明細(3ヶ月分)、源泉徴収票等 ②1ヶ月以内の転職かつ前職が自営業者等にて勤務 ⇒前職分の就労状況申告書および就労根拠(開業届等) ③前職はないが現在学校に通学している、または通学していた。 ⇒就学(予定)状況証明書(品川区所定様式)	基本指数番号1 調整指数番号18
	6 入園月の保護者の働き方等について、下記の予定がある。 ①1日あたり2時間(または、拘束時間5時間45分を満たす範囲内)を超えて時短勤務を取得 ※日数を短縮する場合も含む ②勤務の日数、時間の契約変更等 ※就学の場合の履修変更等についても右記②にて記載してください。 【注意事項】 右記にて申告せず、①または②を取得し、利用調整上影響がある場合、他申請児童との公平性を保つためにいかなる場合であっても内定辞退または退園手続きが必要です。	☒ 左記に✓した場合は、下記に記載してください。 ☐ ①1日あたり2時間(または、拘束時間5時間45分を満たす範囲内)を超えて時短勤務を取得 ※日数を短縮する場合も含む ⇒父母取得する方について下記に記載してください。 (父) 変更後、月 日・週 時間にて就労 (母) 変更後、月 日・週 時間にて就労 ☒ ②勤務(就学)の日数、時間の契約変更(履修変更)等がある ⇒父母変更する方について下記に記載してください。 (父) 変更後、月 日・週 時間にて就労(就学) (母) 変更後、月 16 日・週 32 時間にて就労(就学) 【注意事項】 ①を申告した場合、申告した就労日数、時間で指数認定します。 ②を申告した場合、就労証明書備考欄に勤務日数等を変更する旨の証明または就学(予定)状況証明書に就学日数等を変更する旨の証明が必要です。締切日までに提出を確認できない場合は、②で申告された内容では審査できません。	基本指数番号1
	7 現在、妊娠している。 ※該当する場合、右記に出産(予定)日を記載してください。	☐ 出産予定日: 年 月 日 【注意事項】 出産(予定)月を挟んで前後2ヶ月は原則出産要件の指数を適用します。親子健康手帳の写しをご提出ください。 また、出産(予定)月の3ヶ月目以降は、申請締切日までに申請要件の変更または申請取下の手続きが必要です。 手続きがない場合、書類不備として取り扱います。	基本指数番号2
	8 現在、妊娠しているが(上記7にて回答済み)、入園月中は就労する。	☐ 左記に✓した場合は、就労要件の指数を適用しますが、産前産後の体調を必ず考慮したうえで、ご回答ください。 【注意事項】 入園月中に就労をしない場合、内定取消となります。	基本指数番号1

【No. 1】

✓した場合は、入園希望月のみの申請となります。
入園希望月の翌月以降は、申請が継続されないため、結果通知は一切発行できません。

【No. 3】

育児休業取得中の方が対象です。就労要件にて申請してください。
✓した場合は、入園選考における優先順位が一番低いものとして取り扱います。

【No. 4】

育児休業取得中で復職を伴わない転園申請を希望する方が対象です。

【No. 5】

就労を開始してから入園希望月までに3ヶ月間の勤務状況を確認できない場合調整指数番号17の対象となります。
前職等がある場合は、勤務状況等が確認できる関係書類を提出してください。

【No. 6】

①1日2時間以内(または、拘束時間5時間45分を満たす範囲内)の短縮の場合は、記載不要です。
②自営業主等の方が、勤務時間等を変更する場合は、こちらに記載してください。

【No. 7】

入園希望月が出産(予定)月の前後2ヵ月に該当する場合に記載してください。
当初該当していたが、該当しなくなった場合は、申請要件の変更または申請取下の手続きが必要です。

【No. 8】

No. 7に✓した方で、入園月に実際に就労する方が対象です。
就労予定がなくなった場合、早急に入園相談担当へ連絡してください。

(注意)裏面についても必ず確認してください。

記載例

調整指数に関する こと	9-1-1	保育施設等に申請児童を預けている、または預ける予定がある。 【注意事項】 (1)品川区内の認可保育園・認定こども園(保育部門)・地域型保育事業・定期利用保育事業から転園が決定した場合、内定を辞退しても元の保育園には戻れません。 (2)調整指数番号8の適用条件は、下記2点です。 ①預かり時間が月48時間以上である(預ける予定含む) ②入園希望月の前月までに就労している(就労予定含む)	左記に✓した場合、以下に記載してください。 ☒ (1)認可保育園・認定こども園・地域型保育事業 (園名: 大崎保育園(一郎)) ☐ (2)定期利用保育事業・空きスペース利用型年間保育事業 (園名:) ☐ (3)幼稚園 (園名:) ☒ (4)認可外保育施設等 ※認可外保育施設等に預けている方が加点を希望する場合、受託証明書の提出が必要です ☐ 認証 ☐ 認可外 ☐ シッター ☐ 企業主導型 ☐ 事業所内保育所 ☐ その他 ①施設名: ②入園月: 年 月 ③保育時間: 月 時間	調整指数 番号8
	9-1-2	現在育休中だが、入園希望月の前月までに、認可外保育施設等に預け(上記9-1にて回答済み)、就労する予定がある。 ※該当する場合、右記に復職予定日を記載してください。	復職予定日: 年 月 日 ☐ 就労証明書No.11または復職証明書にて、入園希望月の前月までに就労予定であることを確認しますので、証明書類を必ずご提出ください。 入園希望月の前月までの復職を確認できない場合は、調整指数8の対象外となります。	調整指数 番号8
	10	生活保護を受給している。	☐ 【下記の書類が必要です】 生活保護受給証明書	調整指数 番号1
	11	保護者どちらかが保育士等(保育士、幼稚園教諭、保育教諭)として保育園等に勤務している。	☐ 【下記の書類が必要です】 保育士等優先入園に関する誓約書	調整指数 番号13
	12	保護者どちらかが会社命令により単身赴任している、または予定がある。	☐ 赴任先: (都道府県) (市区町村) 【下記の証明が必要です】 就労証明書No.17、備考欄	調整指数 番号10
階層に関する こと	13	保護者どちらかが障害者手帳・愛の手帳を持っている。	☐ 【下記の書類が必要です】 ①手帳の写し ②主治医がいる場合、保育状況意見書	調整指数 番号14
	14	保護者どちらかが特定医療費(指定難病)受給者証を持っている。	☐ 【下記の書類が必要です】 受給者証の写し	調整指数 番号15
	15	申請児童の弟・妹の育児休業取得により、区内の認可保育園等を退園したことがある。	☐ 当該項目に関連する書類の提出は不要です。	調整指数 番号11・12
	16	令和7年または令和8年の1月1日に品川区外に住民登録がある。 【注意事項】 品川区に住民登録がない方は、マイナンバー等の情報を利用し、課税されている自治体に課税状況の照会をします。 照会の結果、課税状況の確認ができない場合は、原則最高階層にて審査します。ご自身の課税状況については、課税自治体の税を担当する部署にご確認ください。	左記に✓した場合、下記に記載してください。 ☒ ①令和7年1月1日品川区外に住民登録がある 一令和8年4月～8月選考は下記自治体へ税額を照会 父: (都道府県) 神奈川県 (市区町村) 横浜市 母: (都道府県) 海外 (市区町村) ☐ ②令和8年1月1日品川区外に住民登録がある 一令和8年9月～令和9年8月選考は下記自治体へ税額を照会 父: (都道府県) (市区町村) 母: (都道府県) (市区町村)	-
	17	令和6年または令和7年中に海外収入がある(国外に居住し、収入がない方を含む) ※国外居住期間が1月から12月ではない場合でも、国内所得も含めて1月から12月までの1年分を申告してください。 ※収入がない場合は、「年間給与証明書・年間収入申告書」の収入欄に0円と記載し、ご提出ください。	左記に✓した場合、入園希望月に応じて、該当する年の海外収入を『年間給与証明書・年間収入申告書』にてご提出ください。 ☒ ①令和8年4月～8月の利用月に入園申請する方 一令和6年中の年間給与証明書・年間収入申告書 ☐ ②令和8年9月～令和9年8月の利用月に入園申請する方 一令和7年中の年間給与証明書・年間収入申告書 【注意事項】 ①会社書式、源泉徴収票等において控除項目等が読み取れない場合があり、階層算定上不利になる可能性があるため、必ず品川区所定様式にてご提出ください。 ②書類提出がなく、税額の確認ができない場合は、最高階層にて算定します。	-
18	祖父母と同居している、または同居する予定がある。 ※同居の祖父母について、階層の算定対象とする場合があります。	☐ 【下記の書類が必要です】 保護者の直近3ヶ月分の給与明細等の収入が分かる書類 ※保護者全員が非課税で収入が確認できない場合のみ	-	

【No. 9-1】
「(4) 認可外保育施設等」に在園している場合、
「受託証明書(品川区所定様式)」をご提出ください。

【No. 9-1～No. 15】
本項目の☒および書類の提出がない場合または本項目☒したが書類の提出がない場合、調整指数の適用を希望しないものとし、調整指数を適用しません。

【No. 16】
品川区に住民登録がない方は、マイナンバー等の情報を利用し、課税されている自治体に課税状況の照会をします。
照会の結果、課税状況の確認ができない場合は、原則最高階層にて審査します。ご自身の課税状況については、課税自治体の税を担当する部署にご確認ください。

【No. 17】
該当する年に「国内収入および国外収入」がある場合、年間給与証明書・年間収入申告書(品川区所定様式)を提出してください。
令和8年4月入園申請後、不承諾が続く、令和8年9月以降も入園申請が継続された場合、令和7年の年間給与証明書・年間収入申告書(品川区所定様式)を提出してください。

【No. 19】
保護者全員が非課税で収入が確認できない場合、同居の祖父母を生計を一にしている扶養義務者とみなし、階層算定する場合があります。

※申請書の写しが必要な場合は、事前に写しをお取りください。

本紙は提出が必要です